EPA(経済連携協定)利用支援セミナー

- ■日時 平成28年5月13日(金)13時30分~17時00分
- ■場所 下関商工会館3階 第2研修室 山口県下関市南部町21-19



お問い合わせ

E-Mail

門司税関総務部総務課 電話:093-332-8306

moji-somu@customs.go.jp

本セミナーは、TPPを含む経済連携協定(EPA)の原産地規則や活用方法等を紹介し、EPAの利用促進及び日本企業の国際的な活動の支援を図ることを目的に開催します。

輸出入をされている事業者の方や今後輸出入を始めようと考えておられる事業者の方、輸出入に携わっておられる製造業者の方、或いは輸出入をされている事業者と取引関係にある金融機関の方におかれましては、この機会に是非、ご参加いただき、今後の企業戦略・経営戦略の一助としてご活用いただければ幸甚です。

また、今回は財務総合政策研究所から講師を招き、中国経済の動向に関する講演も予定しておりますので、ご関心のある方は、この機会にぜひご参加ください。

時間	内容	講師
13:30 ~14:30	「中国経済の現状と課題」(60分) 減速傾向が鮮明となってきた中国経済。持続的な安定成長に向けて、どのような政策を行おうとしているのか。 現代中国の経済・経済政策の第一人者であり、中国指導部体制の内情にも 詳しい講師が、めまぐるしく変わり続ける中国情勢について、最新のデータ等 をもとに分かりやすく解説します。	財務総合政策研究所 副所長 田中 修
14:30~14:40	休憩	
14:40 ~14:50	「EPAの概要について」(10分) EPAの活用促進の観点から、日本の EPA の概要、EPA を具体的に活用する 場合に必要となる事項について説明します。	門司税関 業務部長 森 英樹
14:50 ~15:50	「EPAの原産地規則について」(60分) EPA(TPP)特恵税率を利用するための条件の一つとして、取引しようとする 商品が当該輸出国(日本)の「原産品」と認められる必要があります。このル ール(原産地規則)やその他手続きについて説明します。	門司税関業務部 知的財産調査官 (前·原産地調査官) 長城 憲明
15:50~16:00	休憩	
16:00 ~17:00	「特定原産地証明書の取得手続きについて」(60分) EPA 締約国では、輸入国税関に特定原産地証明書を提出することで、関税 の減免を受けることが可能になります。この競争力の強化につながる特定原 産地証明書の取得手続きについて具体的に説明します。	日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当者

※セミナー終了後、個別相談の時間を設けます。

下関商工会館へのご案内

〒812-0013 山口県下関市南部町21-19

下関商工会館3階 第2研修室



参加申込書 (5/13 EPA利用支援セミナー・下関市)

申込先:門司税関総務部総務課

FAX:093-332-5336 電子メール:moji-somu@customs.go.jp

会社名·団体名			
電話番号			
FAX番号			
E-mail			
	ふりがな		
42 to 47.	氏名		
参加者	所属		
	役職		
ご質問等がありましたら、ご記入ください。			

※5月9日(月)までにFAX又は電子メールにてお申し込みください。

※先着順ですので、定員(50名)になり次第受付を締め切ります。